

国保だより

平成23年3月31日発行

重要

健康保険の適用除外申請について

建設国保組合の無資格者加入問題に伴い、年金事務所の手続きが厳しくなっております。適用除外適用事業所において従業員さんの手続きを行う際は、止むを得ない事情を除き、**事実発生から5日以内**に管轄の年金事務所へ届出を行う必要がありますので、手続きが遅れないようご注意ください。

重要！

健康保険適用除外とは？

すでに歯科医師国保に加入されている事業所で、法人組織(1人医療法人を含む)の事業所、強制適用事業所(常時5人以上の従業員を抱えている診療所)は社会保険(健康保険と厚生年金)の強制加入となっておりますが、**適用除外の申請**をされますと、**従来どおり歯科医師国保組合の被保険者として継続できる**制度です。

※**すでに他の健康保険に加入されている**法人組織(1人医療法人を含む)の事業所、強制適用事業所(常時5人以上の従業員を抱えている診療所)が**新たに歯科医師国保に加入することはできません。**

国保だよりは、熊本県歯科医師会のホームページ左横「国保組合からのお知らせ」からダウンロードできます。
<http://www.kuma8020.com/kokuho/>

平成23年4月より

■ 後期高齢者支援金分保険料と介護保険料が変わります！

● **後期高齢者支援金分保険料**

全ての保険者 (0歳以上75歳未満)	<u>2,700円</u> 新	←	2,400円 現行
-----------------------	---------------------------	---	--------------

● **介護保険料**

第2号被保険者 (40歳以上65歳未満)	<u>3,200円</u> 新	←	2,700円 現行
-------------------------	---------------------------	---	--------------

平成23年度 熊本県歯科医師国保組合事業内容の送付について



平成23年度の組合事業内容を先生用1枚、従業員用1枚、合計2枚送付しておりますので、ご回覧下さいますようお願いいたします。

歯科医師国保組合 保険料のお知らせ

保険料の一部である後期高齢者支援金は、高齢者医療を支えるために法律で定められているものであり、全ての被保険者に納付の義務があります(他の保険者でも賦課されているものです)。また、その額は過去の医療費の実績に応じて変動します。

■ 保険料の計算

$$\text{国民健康保険料} = \text{医療分保険料} + \text{後期高齢者支援金分保険料} + \text{介護分保険料 (40歳以上65歳未満の方)}$$

■ 保険料の月額

		月額	内 訳 (医療給付分 + 後期高齢者支援金分 + 介護)
甲種組合員	介護保険料あり	21,900	16,000 + 2,700 + 3,200
	介護保険料なし	18,700	16,000 + 2,700
乙種組合員	介護保険料あり	12,900	7,000 + 2,700 + 3,200
	介護保険料なし	9,700	7,000 + 2,700
勤務医	介護保険料あり	15,400	9,500 + 2,700 + 3,200
	介護保険料なし	12,200	9,500 + 2,700
甲乙種家族	介護保険料あり	9,900	4,000 + 2,700 + 3,200
	介護保険料なし	6,700	4,000 + 2,700

※**後期高齢者支援金分は、0歳から74歳までの全ての被保険者**に、介護分保険料は、40歳以上65歳未満の全ての被保険者に負担いただく保険料です。

平成23年度の補助申請は**平成24年3月31日まで**にお願いします。

各種補助申請は年度内をお願いします。期間を過ぎますと補助が出来ませんのでご注意ください。



【補助の対象期間】平成23年4月1日～平成24年3月31日

【申請できる期間】平成23年4月1日～平成24年3月31日

※領収証(写)は、対象者本人の氏名が記載されているものを添付してください。

お知らせ

『阿蘇ファームランド』特別ご優待のご案内

『阿蘇ファームランド』特別ご優待のご案内チラシが届いております。是非ご覧下さい。

出産育児一時金の申請について

妊娠・出産は病気とみなされないため、正常な分娩の場合は健診費用や分娩費用等はすべて自費扱いになります。高額となる出産費用の一部をまかなうのが「出産育児一時金」です。

出産育児一時金の申請方法は…



■ 原則、直接病院と「合意文書」を交わしていただきます

原則として、組合員の方が直接病院と「合意文書」を交わしていただくことで、**当組合から直接病院等**に出産育児一時金等が支払われます(直接支払制度といいます)。このことで、窓口で出産費用をできるだけ現金で支払わなくて済むようになります。

※ 直接支払制度を希望されない場合は出産後に組合員の方に支払う制度をご利用頂くことも可能です。その場合、一旦全額を病院等にお支払い頂くことになります。

■ 差額分が生じた場合、当組合に申請ください

出産にかかった費用が**出産育児一時金の支給額未満であった場合**には、その差額分は後日、組合員の方から当組合に請求することにより支給されます。

※ 支給額は産科医療補償制度に加入している分娩機関でお産をした場合、42万円です。それ以外の場合は39万円となります。

こんな時どうなる？

当組合で
よくあるご質問に
お答えします。

Q (健康診断補助申請について)県歯科医師会主催の健康診断ではなくて、別の医療機関で健康診断を受けました。補助の対象となりますか？

A 乙種組合員(スタッフさん)の方は、「労働安全衛生法」に基づく健康診断であれば、補助の対象となります。「労働安全衛生法」に基づく健康診断であるかは、受診医療機関にお尋ねください。

加入・喪失のご連絡は14日以内に！

喪失の場合は、喪失届けと一緒に必ず被保険者証をご返却ください。

編集後記

ひさびさに長崎に行ってきました。ところが当日、ものすごい雨でまともに出歩くことができませんでした。おかげでテーマパーク内もがらがら。チューリップがたくさん咲いていて、きれいだったのが救いです。ひさびさに雨にたたられてしまいました。

(K.O)



熊本県歯科医師国民健康保険組合

〒860-0863

熊本市坪井2丁目4番15号

Tel 096-343-0419 Fax 096-343-0421

URL <http://www.kuma8020.com/kokuho/>
